

長崎県手をつなぐ育成会 県提出要望に対する回答書

要望事項1 特別支援学校を卒業する生徒等に対する就労移行支援事業所における就労アセスメントの実施課題について

就労継続支援 B 型事業の希望者に対して就労移行支援事業所が行う「就労アセスメント」の在り方については、厚生労働省が示した「就労移行支援事業所による就労アセスメント実施マニュアル」により、評価を行うように求められています。

長崎県における地理的な条件（離島・過疎地）から、福祉圏域においては就労移行支援事業所の空白地があり、マニュアルに基づく「就労アセスメント」を短期間の中で行う必要があるなど、就労移行支援事業所として「本人の特性を十分に把握した上で進路を定める実りある評価が出来ているのか」等の苦悩があります。

この課題を解決するために、市及び町に設けられている自立支援協議会就労部会等と連携がはかれる機関を設置し、横の連携と本人に対して「実りあるアセスメント」として意見が付すことができる仕組みが必要と考えています。

<回答>

就労継続支援 B 型事業の希望者に対して就労移行支援事業所が行う「就労アセスメント」につきましては、特に離島部の市町や特別支援学校からは、26年度までのとおり、移行支援事業所でのアセスメントを経ることなく直接 B 型の利用が可能となるよう求められており、県といたしましても、折に触れ、国にも要望を伝えていきたいと考えております。

現在、やむを得ず就労継続支援 B 型事業の希望者に対して就労移行支援事業の「就労アセスメント」を実施しなければならないため、県としても市町、特別支援学校等の意見を聴きながら対応策を検討しているところです。

ここで実施しなければならない「就労アセスメント」は、短期間とならざるを得ず、また、現場からも求められていますが、内容が実効あるものとするための工夫は必要と考えています。（障害福祉課）

要望事項２ 福祉圏域によっては、就労移行事業のサービス提供がない地域におけるサービス提供の確保について

第四期長崎県障害福祉計画では、その『第４章 指定障害福祉サービス等の見込み量とその確保のための方策』４サービス見込み量の確保方策（２）日中活動系サービスについて「就労移行支援事業所がない離島部（五島圏域、上五島圏域、壱岐圏域、対馬圏域）に対して事業者の参入促進を図ります」と計画骨子が示されていますが、行政側の特別な配慮なくして事業の展開は困難と考えています。県の指導的な役割をお願いするものです。

この事項は、離島部以外でも就労移行支援事業所がない市町村は６市町（西海市、長与町、松浦市、佐々町、川棚町、波佐見町）に課題が残されています。

これらの地域における福祉サービス提供の格差をどのように埋めていくのか、また、「就労・生活支援センター」を全福祉圏域に設置する目標と、どの様にリンクを図っていくのか、具体的な施策を求めたいと考えています。

<回答>

就労移行支援事業所がない離島部への事業者の参入については、部局を超えた県の総合的な事業の中での取り組みを検討しております。離島部以外につきましては、地域の実情に応じて検討すべきことと考えております。

また、就業・生活支援センターの設置につきましては、必ずしも就労移行支援事業所の設置とリンクして考えてはおりません。地元市町を含め離島各圏域内の支援機関と協議を行うなど、設置の可能性を検討しながら、設置環境が整っている圏域から設置の手続きを進めてまいります。（障害福祉課）

要望事項3 警察学校等での障害特性の周知について

障害者が長い間待ち望んでいました「障害者の権利条約」が2014年2月批准されました。2016年4月には障害者差別解消法が施行されるなど、障害者の権利に関する法整備が一段と進み、地域で安心して暮らすに向けて社会的な環境が整いつつあると期待しているところです。

一方では、障害の捉え方も変わり、障害特性もさまざまです。障害のある人たちも「ルール」を知り守ることはもちろんですが、その障害特性に因る行動が誤解され不審者扱いされることも身近に起こっており、全国に目を向けると悲惨な死亡事件や事件も発生しています。

このような不幸な事故が起きないように、警察や役所、地域の皆さんに障害者への理解を深めていただくための県民講座等の開設をお願い致します。

【全国手をつなぐ育成会連合会での取組事例】

① 警察学校などでの研修

滋賀県では警察学校の「新任警察官研修」やベテラン警察官の「適正捜査専科教養講座」などで育成会が話をしたり疑似体験をしてもらうことで、知的障害に対する理解を深めて頂いている。

② 県民講座などを開催して広く県民への理解を求める。

③ 参考テキスト『知ってほしい・知っておきたい ～知的障害と「警察」～』が「全国手をつなぐ育成会連合会」において2015年3月発行しています。

<回答>

県では、「県政出前講座」として、県政の様々なテーマについて、担当職員が依頼に応じ会場に出向いて、県民の方々への説明や意見交換をさせていただいています。

そのテーマに、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」も設定しており、条例の内容を説明する中で、障害や障害のある人への理解が深まるよう、工夫してまいります。

また、警察に対するご要望については、以下のとおり、長崎県警察本部から回答があります。（障害福祉課）

警察では、障害のある方への対応の在り方について、警察学校における教養（採用時における教養、専門課程における教養等）、職場における定期及び随時の教養等を通じて職員への徹底を図っております。

要望事項 4 第 4 期長崎県障害者福祉計画「第 6 章県における重点課題」について

第 4 期長崎県障害福祉計画 『第 6 章 県における重点課題』として、

- 1.発達障害児者への支援体制の整備
- 2.重症心身障害児等の医療的ケアが必要な障害児に対する支援体制
- 3.相談支援体制の充実・強化
- 4.難病患者等への支援体制の整備
- 5.障害者等の権利擁護の取組
- 6.障害福祉サービスに係る人材育成

各項目について現状と今後の取組について示されています。

特に、乳幼児期から早期発見と早期療育について、相談体制の整備、関係機関との緊密な連携、そして乳幼児期から成人期まで一貫して支援できる体制の整備について進めるとされています。

さらに、長崎新聞 6 月 10 日付「発達障害 検診医療確保」の記事は、1 項の整備に繋がるものとして一日も早くそのような体制が整備されることを期待しています。

➤要望 1 項、2 項について各自立支援協議会ごとに整備されること、そして成人期まで一貫して支援できる体制であることが望ましいが、具体的に示して欲しい。

【例えば】

- ① A 市の乳幼児期での検診で発達障害と診断された場合、A 市で相談ができる体制が整備されるのか。
- ② A 市で療育が受けられる体制が整備されるのか。
- ③ A 市で成人期まで一貫して支援できる体制が整備されるのか。

＜回答：1.発達障害児者への支援体制の整備＞

各市町が行う健診では、診断をつけることはできませんが、診断の必要がある場合は、医療機関へ紹介となります。その際の紹介先は、佐世保市であれば、佐世保市立子ども発達センター、長崎市ではハートセンター等、島原市では県立こども医療福祉センターやみさかえの園むつみの家などです。

健診後の相談やフォローの場は、各市で事業化されています。今後さらに各市において相談できる体制を整備していく必要があります。

佐世保市では、乳幼児健診で小児科医師により発達面において経過観察が必要と判断された乳幼児に対し、発達健診を実施しています。また、乳幼児健診等でグレーゾーンにあると判断された乳幼児に対し、「すくすく広場親子教室」を開催して

います。育児相談・育児教室で保護者のかかわりの支援も行っています。
さらに、5歳児発達相談を実施し、3歳児以降の発達面の相談支援を行っています。

島原市では、乳幼児健診にて発達面がグレーゾーンと判断された乳幼児に対し、「お遊び教室」、「個別心理相談」、「ことばと発達の相談」を実施しています。また、5歳健診では、市教育委員会も従事し情報交換を行っており、保育所・幼稚園との連携もしています。障害を持つ親の支援として「わかばの会」があります。

療育機関は各地域において十分な数があるとは言えませんが、こども医療福祉センターや児童発達支援センターを中心に放課後デイサービスなど児童が集う場への支援も行っています。

成人期の支援は、発達障害者支援センター「しおさい」が中心となって行っています。成人期の発達障害に携わる関係機関に対する相談も行っています。将来的には相談支援事業所が担えることを目指しています。今後は、そのための支援を実施していく予定です。（こども家庭課）

<回答：2.重症心身障害児等の医療的ケアが必要な障害児に対する支援体制>

医療依存度の高い重症心身障害児者やその家族の地域での生活を支援していくためには、医療と福祉が連携し、必要とされる医療や福祉のサービスを、身近な地域で提供できる体制を構築するとともに、ご家族の声を受けとめて医療に裏打ちされたサービスをコーディネートできる多職種連携による相談支援体制を各地域に整備することが必要です。さらには、日中、利用できる通所事業所を増やしていく必要もあります。

県では、この課題に取り組むための予算を6月議会に計上したうえで、医療型障害児入所施設、長崎大学病院等と連携した事業を予定しています。

支援体制は、当然、地域ごとに整備されるべきで、事業をすすめるにあたっては、各市町の自立支援協議会へ説明を行い、助言や協力をいただきながら取り組んでいくこととしています。（障害福祉課）